

米国における時価会計を巡る議論について — FAS115号（有価証券の時価評価）と金融機関の動向を中心として —

総合研究部 研究員 柳田 宗彦

《要 旨》

1. 生命保険会社や銀行といった金融機関の抱えるリスクは、経営環境の変化を大きく受けているだけでなく、資産・負債の両側に金融商品を保有していることから、格段に大きくなっている。このような金融機関の経営実態、財務状態を表す情報として、時価情報の有用性があることが認められている。
2. 従来、米国の金融機関では、債券等は取得原価（均等利回り評価額）によって評価していた。しかし、これを用いた「益だし」といった利益操作行動がみられ、また、金融機関の倒産に結びついていたことが指摘されている。そのため、「益だし」の排除および経営実態の表示のために SEC 等は時価会計を支持してきている。
3. 今年の 5 月に FASB は FAS115 号『債務および持分証券への投資の会計処理』を完成した。この基準書も時価会計を推進するものであり、従来から進めてきた時価会計についてのプロジェクトを時価情報開示のステップから会計処理のステップへと発展させている。今後は有価証券だけでなくその他の資産、さらには負債についても時価会計が進んでいくことも予想されている。
4. 金融機関は、今回公表された基準書の時価会計に対してこれまで反対の立場をとってきたがその意に反して基準書として公表された。その結果、金融機関の自己資本の変動や投資ポートフォリオの組み換えが必要となることが予想されている。さらにこれらの金融機関の行動により、米国における社債市場やモーゲージ市場に与える影響が懸念されている。
5. わが国において今後のリスク管理を考えるにあたっては、米国における環境とは異なる面があるものの、①時価に関するディスクロージャーの充実、②オフバランス取引についてのディスクロージャーもしくは認識・測定についての検討、③金融機関等の抱えるリスクの評価方法の確立、④資産・負債の両面のバランスのとれた評価方法の確立、について検討が要請される段階にさしかかりつつあるものと思われる。

1. はじめに

米国の会計基準設定団体である FASB（米国財務会計基準審議会）は、1993年5月末に FAS（財務会計基準書）115号『債務および持分証券への投資の会計処理』を完成し、6月に公表した。また同日に FAS114号『貸付金の価値減損についての貸付者の会計処理』も公表している。これらの基準書はいずれも米国において時価会計^(注1)を推進するもので、これによって時価会計は、従来から進められてきた時価情報開示のステップから会計処理のステップへ発展することとなり、今後は有価証券だけでなくその他の資産、さらには負債についても時価会計が適用されていくことも予想される。

現在、わが国においても時価会計を巡る論議が活発となりつつあるが、この背景としては、金融の自由化が進展するのに伴い、企業は有価証券の保有等による様々なリスクにさらされるようになっており、これらのリスクを測定する上で時価会計の重要性についての関心が高まってきたことが考えられる。特に、生命保険会社および銀行といった金融機関^(注2)の抱えているリスクは、資産

側に金融資産を多く持っているだけでなく、負債側にも金融負債をもっていることから、格段に大きくなっている。また、国際会計基準の公開草案『金融商品』において時価評価が導入されることについての議論や昨年来話題となっている資産再評価に関する議論も時価会計についての議論を盛り上げた一因と思われる^(注3)。時価会計の議論は、金融機関を中心とした企業の抱えるリスクを現在の財務諸表で表示しきれていないことにより生じている動きであり、金融機関の経営実態、財務状態を表す情報としては、時価情報の有用性があることが認められていることは周知のとおりである。

本レポートでは、時価会計におけるディスクロージャーおよび有価証券を中心とした会計処理の動きについて整理するとともに、これらが米国の金融機関へ与える影響について紹介し、最後にわが国における金融機関における時価会計の今後の議論にあたってどのような問題が提起されるかを検討することとした。

(注1) 現在、米国および国際会計基準において進行している動きを指して、時価主義会計の導入をしているむきもあるが、「時価主義会計」ではなく、「原価主義会計」のなかの「時価会計」と呼んだほうが相応しい動きであろう。「時価主義会計」とは、「原価主義会計」と対立する理念であり、「費用評価ないし資産評価のための評価基準として時価を用いることによって、財貨・用役の個別的な物価の変動を、利益計算や資産評価に反映させようとする計算モデル（時価主義会計論石川鉄郎著）」である。現在の米国において行われている議論は金融資産についてのみ時価評価を行い、必ずしも全資産を時価評価するものではないこと、また、時価評価による未実現損益について資産評価には反映するものの、利益計算には反映させないものもあるというように、時価主義会計と呼ぶような理念的なものではなく、原価主義会計のなかへ時価評価要素の導入を行おうとするものと考えられる。

(注2) 米国の会計において、「金融機関とは、銀行、S&L（貯蓄貸付組合）、貯蓄銀行、信用組合、金融会社および生命保険会社（FAS115号脚注6）」と定義されており、以下においても同様の定義とする。

(注3) 資産再評価は、「国際会計基準において資産再評価が適用される」という認識のもとに話題となったが、その内容は大きく分けると、

- ①企業の土地や株式の取得原価と時価との乖離をもとにした「含み経営」（含み資産を保有し、これをもとにした資金調達を行い、業績悪化時には含みを吐き出して表面上の利益を維持する傾向）に対する議論
- ②国際会計基準において資産再評価が適用されることから、土地や株式の市場価格に基づいた資産再評価を行う必要があるという議論
- ③資産再評価益を銀行の不良債権の償却原資として認識することにより信用不安緩和と BIS 規制対策になるとする議論
- ④資産再評価益に基づいた株価対策により、株価の上昇が期待できるとの議論

しかしながら、前提となっている国際会計基準は原価主義に基づく会計制度であり、土地等の資産再評価についても単に代替的処理として用いられるだけである。また、国際会計基準の適用対象は、国際市場において資金調達を行う企業についてのみであり、時期についても早くても 1996 年からの予定となっている。更に、実際に実施する際の問題として、評価益に対しての課税の問題があり、第 2 次大戦後の資産再評価のような低率の資産再評価税（当時は 1.5%～6% の課税が行われていた）では売却時の課税と比べて著しく低いため公平性を欠くとする声もある一方、実際に売却する予定もない資産に対して課税を行われることを嫌う声もあり、実現にあたっての課題は大きい。

2. 現行の会計制度と時価会計

(1) わが国と米国の会計制度の相違

議論の前提として、わが国と米国の会計制度の相違について認識しておくと次の通りである。会計制度は、株主、債権者、監督当局等の外部の利害関係者に対する報告を主たる目的とする役割を有しており、これを用途別に分けるとすると、例えば、

- ①株主、債権者等に対する報告、開示を目的とする機能
- ②課税当局に対する所得の申告を目的とする機能
- ③金融機関などの公益的性格の強い企業の場合における監督当局による監督目的のための機能に整理することが可能と考えられる。

米国では一般事業会社には、①、②の2つ、生命保険会社および銀行は、①、②、③の3つの各々独立の会計制度で対応している。

例えば、生命保険会社の場合、①の目的に対しては、上場生命保険会社については GAAP (一般に公正妥当と認められた会計原則: Generally Accepted Accounting Principles) (生命保険相互会社の場合は③の SAP (法定会計原則: Statutory Accounting Practices) で代用)、②の目的に対しては、SAP、GAAP とも異なる基準による税務会計、③の目的に対しては、SAP が使用されている^(注4)。

また、銀行の場合、①の目的に対しては、公開

銀行については GAAP、②の目的に対しては、税務会計、③の目的に対しては、RAP (規制目的会計原則: Regulatory Accounting Practices) が使用されている。

これに対してわが国の場合、上記制度に対してあえて現行制度を対応させるとすれば、①に対しては、商法会計、証券取引法会計、②に対しては税務会計、③に対しては、生命保険会社の場合、商法および保険業法に準拠する生保会計が対応すると考えられる(同時に、生命保険会社の場合、③の会計が①の目的をも兼ねていると見ることができる)。

ただし、わが国の場合、商法会計、証券取引法会計、税務会計と各々制度が独立しているものの、トライアングル体制といわれるよう各々がからみあった制度下にあり、各法が米国のように独立に運営されているのではない^(注5)。商法に基づいて株主総会に提出された財務諸表の利益は証券取引法に基づく有価証券報告書における利益と同じであり、その利益をもとに、法人税法による加減算が行われて課税所得が算出されるといったように相互に密接な関係となっている。さらに、法人税法が確定決算基準をとっていることもあり、申告調整があまり認められていないために会計処理において法人税法の規定に基づいて処理せざるを得ない場合があり、例えば、固定資産の減価償却や貸倒引当金の設定等において法人税法の規定に従って行われている等、法人税法が財務会計を規定している面が見られるのが現実となっている。

(注4) SAP における資産の評価方法等は各州保険法により定められるが、各州間において保険法は異なっている。保険監督官向けの報告書類は、NAIC (全米保険監督官協会) による統一年次報告書様式が全米すべての州において採用されており、保険会社の年次報告書はこの様式に基づいて作成されている。以下においては、標準的な保険法とされているニューヨーク州保険法に基づいて SAP の記述を行うこととする。

一方、GAAP とは、会計基準設定団体(現在は FASB)により公表された各基準書により、構成されており、SEC (証券取引委員会) により上場会社の会計基準として認められると同時に AICPA (米国公認会計士協会) から、監査する際の会計基準として認められていることにより、強制力を持っている。これらの基準書は各々、特定分野および特定業種についての会計処理等を規定したもので、わが国の企業会計原則のように企業会計全体を包括するものではない。

尚、生命保険相互会社は従来は GAAP を適用しないことが認められるとなっていたが、1993年4月に公表された FASB 解釈書第40号『一般に公正妥当と認められた会計原則の生命保険相互会社およびその他の企業への適用』により、生命保険相互会社にも 1994 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度において GAAP を適用することが求められるようになる。

(注5) トライアングル体制とは、わが国の企業会計制度が、主として商法、証券取引法、法人税法の3つによって形づくられていることを表す概念である。この体制下においては、商法を中心として相互に強く密接してむすびついている会計制度となっている。

また、証券取引法会計についても商法からの影響を受けており、証券取引法に基づくはずの会計処理においても、商法の計算規定に依存せざるをえないのが実際のようである。

(2) 米国において原価主義会計の限界が認識された契機

現在の会計制度は資産の評価に関して日米とも（取得）原価主義が採用されている。原価主義とは、費用評価と資産評価の両方の評価基準として取得原価を使用し、利益計算と資産評価を行う会計基準である。この原価主義がとられる根拠としては、時価主義のように売却時価により資産を評価することは企業の解散ないし倒産を前提とした評価原則であり、継続企業を前提とし、資産の原価を期間配分し、利害関係者に一定期間の経営成績を明らかにするために期間損益の測定に重点を置く会計制度と適合しないことがあげられている。

しかしながら、米国では、1980年代の金融革新に伴う新しい金融商品の登場および原価主義を悪用した「益だし（gains trading）」が行われてきたことにより、原価主義に基づく会計の限界が認識されることとなった。「益だし」とは、取得原価（均等利回り評価額^(注6)を含む）によって評価されている有価証券のうち含み益があるものを売却対象とし、含み損があるものは含み損を表面に表さずにそのまま取得原価で保有することにより、利益を計上しつつ、場合によっては利益を超える金額であっても、損失については表面に表わさずに企業のなかに残すことにより利益操作が

行われることをさしている。しかも、「益だし」は利益操作だけでなく、損失の認識を繰り延べることによる粉飾的な目的としても行われていたことが知られている。

その例として、S&Lをあげることができる。S&Lは、1980年初頭と1980年代末の二回にわたり危機に見舞われた。その原因として第一回目は、金利の高騰に伴う長短金利の逆転現象により、資金源である短期の預金金利が過去の貸付金金利を上回る事態が生じたことによるものであった。第二回目は、地域経済の影響、金融制度面の欠陥、経営能力の問題や犯罪行為等の要素が絡み合って生じたものであった。このような危機が生じていたにもかかわらず、S&Lが「益だし」を利用した利益操作を行ったことにより、危機的な状況が表面化することが遅れ、監督当局等による対応が遅れたことが、多くの破綻が生じたことの一因としてあげられる。また、生命保険業界においても、1970年代末から1980年代初めの高金利の時期に、保険契約の解約・失効の増大、契約者貸付の増大といった生保版ディスインター・ミディエーションが生じた。この時期に生命保険会社は、ユニバーサル型保険やGIC（金利保証商品）を拡販し過当な利回り競争が行われた^(注7)。そのため、無理な「益だし」および高金利のジャンクボンドを保有した結果として、S&Lと同様の破綻が生じて監督官の管理下に入った生命保険会社もあった。

このように金融機関の破綻が生じたことは、環境変化に対して会計制度が対応しきれていないからだと考えられ、原価主義会計の限界を打破するためにも主に金融機関を対象として時価会計を採

(注6) 均等利回り評価法（amortized cost method）は、債務証券の取得価額と額面価額の差額を取得から償還までの期間にわたりて利息として均等に認識する方法であり、アモチザーションとアキュムレーションの双方を使用した評価方法であり、この方法に基づいて計算された額が均等利回り評価額となる。この方法は、わが国のように均等額を認識するのではなく、均等な利回りを受けられるように計算して認識する方法が通常適用され、取得原価による会計処理の一方法として債務証券の会計処理においては一般的な方法とされている。また、均等利回り評価法と訳さず、償却原価法、修正原価法等の訳が行われることがある。

(注7) ユニバーサル型保険とは、契約者が死亡保障金額、保険期間、払込保険料の額および時期が自由に設定でき、保険料は手数料を差し引いたうえでキャッシュバリューとして投資し、短期金利に連動するかたちで運用利回りが変動する保険である。1985年の高金利期には新契約保険料のうち38%も占める主力商品となったものの、現在は販売占率が低下しているが、それでも1992年において22%となっている。GICとは、企業年金基金からファンドの一部または全部の投資運用を通常数年間、一定の利回りを保証して受託し、還元時に元利金に支払う契約であり、生保型年金契約の一種である。

用し、企業の財務状態を明らかにすることが、破綻の防止や破綻の程度を緩和するためには必要であると監督当局を中心として考えられてきた。特に、SECの議長は、有価証券の投資に関して取得原価の欠点を強調し、銀行および貯蓄金融機関について、「すべての投資有価証券を市場価額で報告することが真剣に検討されなければならない」と述べており、時価会計についての推進を求めてきていた。

(3) FASBにおける会計プロジェクト

時価会計という用語は、2つの意味があり、ディスクロージャーと会計処理に分けられる。ディスクロージャーについても2つの意味があり、会計処理が行われた部分の明細的なディスクロージャーと会計処理が行われていない部分であるオフバランスについてのディスクロージャーがある。さらに、後者の会計処理においても2つの意味があり、時価評価による未実現損益を損益計算に結び付ける方法と、時価評価による未実現損益を損益計算に結び付けない方法に分けることができる。これらディスクロージャーと会計処理に係る時価会計についての議論が米国で生じてきた。

FASBは前述のような原価主義に対する問題点の指摘を受け、1986年5月に金融商品およびオフバランスシート金融についてプロジェクトに載せることを決定し、時価会計についての検討を開始した。このプロジェクトは、①ディスクロージャー、②認識と測定（会計処理をさしている）、③負債と持分の区分（転換社債等の負債と持分の両方の性格を持つ金融商品の問題）、という3つの部分から構成されていた。このうち、認識と測定については複雑であり時間を要することから、ディスクロージャーについての検討から行い、統一して認識と測定について検討を行うことになった。

3. 時価のディスクロージャーを巡る動き

(1) 米国におけるディスクロージャーの動き

FASBのプロジェクトにおいては、広く金融商品全般についてのディスクロージャーを求めるとしていた。このプロジェクトにおける金融商品の概念は幅広いもので、「現預金、持分金融証券または(a)将来結果的に不利な条件で、他の企業に現預金または他の金融商品を引き渡す（もしくは他の金融商品と交換する）契約上の義務、および(b)将来結果的に有利な条件で、他の企業から現預金または他の金融商品を受け取る（もしくは他の金融商品と交換する）契約上の権利（FAS 107号第3項）」とされている。これは現預金、株式、債券からオプション・スワップ等いわゆる新金融商品まで含む広範なものであるが、年金、リース契約、保険契約等の他の基準書で定義される商品や不動産等については対象外としている。

FASBは1987年11月に、プロジェクトを受けて、公開草案『金融商品についての開示』を公表した。その内容は、（オンバランスかオフバランスかにかかわらず）全ての金融商品に対し信用リスクや金利・時価等についてのディスクロージャーを求めるものであった。

しかしながら、ディスクロージャー内容の範囲が広範過ぎる等の批判を受けたため、FASBはその内容をオフバランスの金融商品のディスクロージャー問題と一般の金融商品についてのディスクロージャー問題の2つに分けることになった。

(2) 金融商品のディスクロージャー

①FAS105号の内容

まず、第一段階として、オフバランスの金融商品のディスクロージャー問題から検討を開始し、前述の草案の改正版の公表（1989年7月）を経て、1990年3月にFAS105号『オフバランスシ-

リスクを伴う金融商品、並びに信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示』を公表し、金融商品のディスクロージャーについての第一段階を終了した。この基準書による開示は1990年6月15日より後に終了する会計年度から既に行われている。

FAS105号は、(a)オフバランスリスクを伴う金融商品の範囲、性質および条件の開示ならびに額面または契約金額(想定元本)、(b)金融商品の信用・市場リスクに関する記述等とともに、オフバランス信用リスクを伴う金融商品の信用リスクの開示と相手方の契約不履行等により被る可能性のある会計上の損失額等のオフバランスリスクについての開示を求めている。オフバランスリスクを伴う金融商品の範囲としては、先物契約、オプション契約、スワップ取引といった会計上の損失が貸借対照表において認識されない通常オフバランス取引とされているものをさしている。

このようなオフバランス取引は金融商品の価格変動の拡大とこれに対応したリスクヘッジのニーズの高まりに応じて拡大してきている。オフバランス取引の持つ利点としては、効率的な自由度の高い金融商品が創出されるとともに、取引コストの削減や機動性の向上といったことができる点がある。特に、リスクヘッジの面からいえば、効率的なヘッジ手段としての役割を果たしている。しかしながら、このような利点があると同時に、取引自体が貸借対照表に計上されないことから、当該企業のリスク把握についての正しい情報が貸借対照表から得られないという問題が生じていた。また、取引コストの削減ということは、少ないコストで大きな投資ができるということであり、当初のコストの数倍もの高いリスクを抱える可能性があることでもあるため、そのリスク量についての情報の必要性は高まっていたため、前述のような開示が米国において求められている。

わが国においてもオフバランス取引の市場規模

は近年大幅に拡大する一方、その特徴として、定型的な商品が多いことや、市場参加者が銀行、証券会社を中心となっていることがあげられる。また、銀行における想定元本ベースでのオフバランス取引の規模はすでにオンバランス取引を上回っていると考えられており、金融機関のリスク管理の視点においてオフバランス取引のリスク把握は重要な要素となっている^(注8)。

②FAS107号の内容

ディスクロージャーについての第二段階として、FASBは1990年12月に金融商品全般にわたる時価開示に関する公開草案を発表し、それを基に1991年12月、FAS107号『金融商品の適正価額の開示』を公表し、オフバランス部分だけでなく、会計処理が行われている部分も含めた金融商品の適正価額開示を義務づけている。この基準書は1992年12月15日より後に終了する会計年度から適用されており、通常、歴年を会計年度としている米国においては、1992年度の会計報告において初めて報告が行われている。(ただし、資産規模が1億5千万ドル未満の企業については1995年12月15日より後に終了する会計年度から適用)。

FAS107号においては、市場価格(market value)ではなく、適正価額(fair value)の用語が用いられている。FAS107号のさす適正価額とは、「強制的売却または清算に係る売却の場合を除き、経常的取引において、意志を有する当事者間で、当該商品が交換される場合の価格(FAS107号第5項)」であり、市場価格、またそれが無ければ類似商品の時価や将来のキャッシュフローの現価等の評価技術に基づく価格とされている。市場価格ではなく適正価額という用語を基準書において採用したのは、開示の対象を、市場価格がある流通市場で取り引きされる商品だけに限定するのではなく、流通・発行市場の双方から得られる価格および利率等により価額が適正に把握できる商品ま

(注8)『オフバランス取引の拡大とわが国金融市場の課題』日銀月報1993年2月号

でを含むことにより、広く開示を求めるためであるとされている。従って、FAS107号以降の時価会計論議においては適正価額という用語が使用されている。

(3) 有価証券のディスクロージャー

既述のとおり、1986年に時価会計のプロジェクトの検討に入ったのであるが、米国では既に1975年度から市場性ある持分証券のディスクロージャーにおいて、期末現在の取得価額総合計額と時価総合計額、総未実現評価損および総未実現評価益、損益計算書に計上された実現有価証券売却益または売却損の純額に関するディスクロージャーが求められていた。

さらに、AICPA(米国公認会計士協会)においても「益だし」を問題視し、前述のようなFASBの動きに加えて、特に金融機関における債務証券のディスクロージャーについて、1990年5月に提案参考意見書『金融機関により資産として保有されている債務証券の開示』を公表し、1990年11月にこの提案を会計処理が定められるまでの暫定的なディスクロージャーを行う基準として、正式に参考意見書第90-11号として公表している。この参考意見書は金融機関に限っているものの、従来は市場性ある持分証券だけに求められていた時価のディスクロージャーを債務証券についても求めており、この参考意見書のディスクロージャーから会計処理へと発展したものが現在のFAS115号となっている。

(4) わが国におけるディスクロージャーの動き

わが国において有価証券の含み損益およびオフバランス取引の開示は1990年に公表された「市場性ある有価証券及び先物・オプション取引等の時価情報の開示について」に基づいて、1991年3月以降に終了する決算期から実施されている。

わが国と米国の市場性ある有価証券についての開示を比較すると、米国においては、含み益と含み損の総額が表示されるが、わが国では含み損益は純額のみが開示されるだけに止まっている。また、米国は連結財務諸表が原則であるため、全子会社も含んだ含み損益であるが、わが国は個別財務諸表であり金融子会社の含み損益が見えないという欠点があり、実施時期についても米国と比べて遅れている。

また、オフバランス取引の開示は、先物・オプション取引について開示が行われているものの、その対象が上場されているものに限定されており個別の相対取引のものは対象外とされていること、開示される金額については、例えばオプション取引については決算時における貸借対照表価額(オプション料)、時価および貸借対照表価額と時価の差額である差損益となっている点も問題である。このときの時価というのは単なるオプション料の時価であって、そのオプションの対象となる想定元本ベースの時価ではないため、権利が行使された場合のリスクについてはこの開示からは分からず状態となっていることに留意する必要がある。米国がオフバランス取引の範囲、性質および条件の開示ならびに額面または契約金額を開示しているのと比べ、時価情報としてはまだ発展途上の段階にあるものとなっている。

このように、開示についてもまだまだ解決すべき点が多く、今後の検討が必要である。特に、わが国において最近大きな関心を呼んだ為替予約の延長といった問題についても為替予約の存在そのものについて貸借対照表やその注記においても記載されていないのが問題視されている。わが国に比べて米国においては当該部分についての研究は進んでいるのが実情であるため、わが国においてディスクロージャーを検討する際、また、オフバランス取引に係る会計処理について検討する際に米国の事例は大いに参考になると思われる。

4. 米国における有価証券を巡る時価会計の動き

(1) 従来の有価証券の会計処理

①一般事業会社における会計処理

従来、一般事業会社における市場性ある持分証券の会計処理は、FAS 12号『市場性ある有価証券の会計処理』に基づいて低価法の適用が原則とされていた^(注9)。持分証券の低価法については、わが国のように個別低価法ではなく、ポートフォリオ全体で低価法を適用する総額低価法による洗替え方式となっており、いわゆるバスケット低価法となっている。具体的な低価法の適用方法としては、ポートフォリオごとに取得原価総合計額と時価総合計額とを比較して、いずれか低い方を貸借対照表価額としている。評価損の会計処理は、評価損についてポートフォリオごとに評価勘定としての引当金を計上し、流動資産に含まれる株式に係る評価損の引当金繰入額は営業外費用として処理し、非流動資産に含まれる株式に係る評価損の引当金繰入額は費用として処理せず、資本の控除項目として処理することとなっている。

一方、債務証券については、特別な基準書はないものの、市場性ある債務証券は低価法を適用し、市場性のない債務証券は原価法を原則として適用することが一般的とされている。原価法を使用す

るにあたっては、均等利回り評価法を適用することもできる。

ただし、これらの会計処理については、一般事業会社についての会計処理であり、金融機関においては特別な会計処理が行われてきていた。

②生命保険会社における会計処理

米国の生命保険会社は株式への投資は少なく、債券やモーゲージといった定期的なインカム収入が得られる投資が中心となっている。株式投資は、戦前においてアームストロング委員会^(注10)の答申を受けて禁止されていたこともあり、戦後（1951年）の解禁以降も投資制限が設けられ、現在は一般勘定の認容資産^(注11)のうちの20%が上限となっている。しかしながら、一定利回りを保証する一般勘定資産の投資対象として価格変動リスクを持つ資産は向かないとする投資政策により、一般勘定における株式保有は極めて低く抑えられている。従って、資産の保有内容としては、（図1）のとおり、債務証券が主体で6割、貸付金が2割、持分証券は1割となっている。ただし、持分証券については全体の資産に占める占率としては1割となっているが、資産が原則として時価評価される分離勘定^(注12)における保有が主体であり、一般勘定資産全体の中での占率は5%程度にとどまっており、逆に分離勘定資産での占率はほぼ半分弱を

（注9）米国の会計において、有価証券は株式と債券に分類されるのではなく、持分証券と債務証券に分類される。債務証券とは、債券に代表される証券であり、「発行体と債権者との関係を示す証券である。a)発行体により償還されるか、投資家の選択により償還可能な優先株、b)CMO（およびその他の証券）のように、持分の形態で発行されているが、発行者の財務諸表においてその証券がどの分類にいれられているようと（つまり、持分か債務か）、非持分として会計処理することが求められているものも債務証券は含んでいる。しかしながら、債務証券にオプション、金融先物契約、先渡契約およびリース契約は含まれない。（FAS115号附属書C用語集）」とされている。持分証券とは、株式に代表される証券であり、「企業に対する所有持分を示す証券（例えば、普通株式、優先株式およびその他の法定資本）、または固定価格または決定可能価格により企業に対する所有持分を獲得する権利（例えば、ワラント、新株引受権およびコール・オプション）、または処分する権利（例えば、プット・オプション）である。しかしながら、この用語には、転換社債および発行体により償還されるか、投資家の選択により償還可能な優先株は含まれない。（FAS115号附属書C用語集）」とされている。

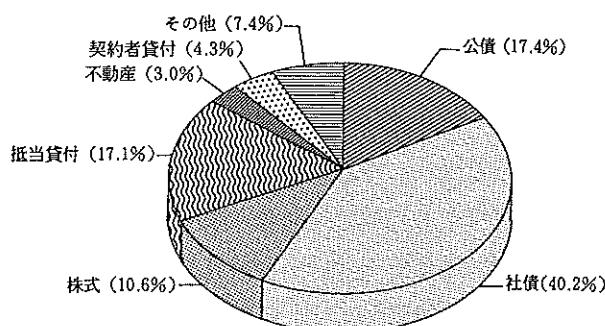
（注10）1905年にアームストロング委員会は①会社の経営者などの経営管理状態と相互会社における契約者の会社経営に対する権限問題、②資産運用問題、③事業費の乱費問題、④契約者配当問題などを中心として調査を行った。その答申を受けてニューヨーク州保険法に経費制限（第4228条）、新契約制限（第4227条）等の条項が設けられた。また、資産運用に関しては、株式投資および株式を担保とする貸付を禁止する等の厳しい制限が設けられた。これはニューヨーク州における規制であったが、ニューヨーク州において営業する他州認可の生命保険会社にも適用されており、ニューヨーク州法の他州の保険法に与える影響は大きいものがある。

（注11）認容資産とは、SAPにおける資産の定義であり、剩余金算出時に資産として認められる資産である。逆に剩余金算出時に資産として認められない資産を、支払能力確保の観点から換金可能でない資産として非認容資産とよばれる。非認容資産には、什器・備品、前払費用等が含まれる。

（注12）生命保険会社の分離勘定とは、変額保険等の当該契約に係る資産運用収益を直接反映させることを目的として、伝統的な保険契約の属する一般勘定資産とは分離して運用される資産を指している。

占めている（図1はSAPベースによるものであり、GAAPの財務諸表を作成しない相互会社も含まれる）。

図-1 米国生保会社の資産構成



(資料) ACLI Life Insurance Fact Book 1992 を基にニッセイ基礎研究所所作成

(a) 生保 GAAP における会計処理

生命保険会社のGAAPにおける分離勘定を除く一般勘定での会計処理としては、債務証券は「保険会社が満期まで保有する能力と意図を持ち(FAS115号による修正前のFAS60号第45項)」という要件が付けられているものの、ほとんどの債務証券が均等利回り評価法を適用されていた。また、持分証券は時価評価であるが、その未実現損益は自己資本の株主持分に区分表示することとなっており、損益計算には直接結びついていない。つまり、時価評価による有価証券の評価損益について、自己資本のなかに評価勘定を計上することにより貸借対照表における資産額に有価証券の時価変動を反映させる未実現損益を損益計算に結びつけない会計処理をとっている。

(b) 生保 SAP における会計処理

これに対して、生命保険会社のSAPにおいて債務は、一定のランク以上の債務証券は均等利回り評価額で評価されるが、それを満たさない債務は、NAICの定める時価で評価されている。株式は時価で評価するものの、損益計算に評価益を反映するのではなく、AVR(資産評価準備金：Asset Valuation Reserve)として法定限度に達するまで負債として計上することが要請されている。AVRは、普通株や不動産の価格下落のみでなく、債券、優先株、モーゲージ投資の確定利付投資の貸倒れにも対応する準備金(SAP上の負債)でありキャピタルロスや評価損が発生した場合に限り取り崩しが行われることとなっている。一方、債券のキャピタルゲインが発生した場合は、全額当期に計上するのではなく、金利変動によるキャピタルゲインについてはIMR(金利維持準備金：Interest Maintenance Reserve)に負債計上され、処分された有価証券の残余期間にわたって償却され、利益として規則的に認識していくこととなっている。これらAVRとIMRの計上は1992年度の決算からであり、従来、有価証券の価格変動のみに対する準備金であったMSVR(強制有価証券評価準備金：Mandatory Securities Valuation Reserve)から対象資産を広げ、信用リスクや金利リスクに対応する準備金として再構成されている。

このように、SAPにおいては、株式や一定ランク以下の債券について時価評価が行われている。これはSAPが清算会計の思考を取り入れているためであり、清算時に市場価格で売却できるものは市場価格で評価することとしているのである。しかしながら、評価益を損益計算につながらないように評価益に対応した準備金の引当が強制されているところに、契約者に対する支払能力(ソルベンシー)を確保するという健全性に対する配慮が行われている。また、生保GAAPにおいて、株式が時価評価されているのは、この生保SAPにおける会計処理の慣行を引き継いだものと考えられる。

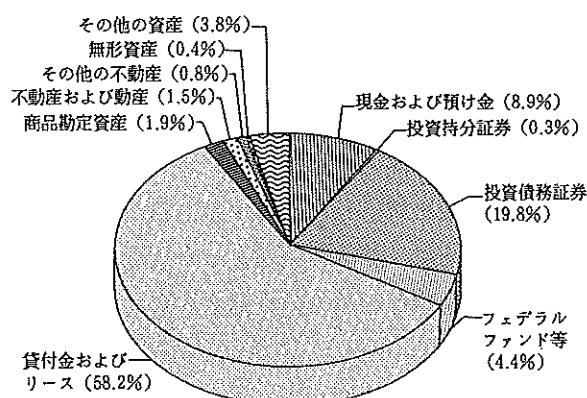
このように、監督官向けの会計処理であるSAPは、SAPの観点から、リスクの増大に対処するために、資産の時価評価に対応してAVRやIMRを設定することにより、生命保険会社の抱えるリスクに対する対応力確保に向けた規制を行ってい

るのである。また、同様の観点からソルベンシー規制としての米国生保版 BIS ともいべき生保 RBC (Risk Based Capital) モデル法が 1992 年の NAIC 冬季大会において採択され、今後、各州保険法に採用されていく運びとなっており、その成果が注目されている^(注13)。

③銀行における会計処理

一方、米国の銀行は、グラス・スティーガル法により持分証券を保有することは原則として禁じられている。例外としては、銀行関連業務を営む子会社への投資、担保株式の取得および特定の政府関連機関への投資だけが認められている。従って、資産の保有内容としては、(図 2) の商業銀行の保有資産の示すとおり、銀行貸付・リースをあわせて 6 割、投資有価証券のうち債務証券は 2 割弱、持分証券は 0.3% となっており、持分証券の少なさがめだっている。会計処理としては、証券を商品勘定 (trading account) と投資勘定 (investment account) に分類し、商品勘定の証券については一般的に時価評価が行われており、

図－2 米国商業銀行の資産構成



(資料) FDIC Statistics on Banking 1991 を基にニッセイ基礎研究所作成

(注) 対象は FDIC 加盟商業銀行

投資勘定の債務証券については均等利回り評価法を適用し、持分証券を保有しているならば、連結対象および持分法適用を除いて基準書第 12 号に基づいた評価が用いられていた。

(2) FAS115 号による有価証券の会計処理

①FAS115 号の内容

前述のとおり、生命保険会社の持分証券および銀行の保有する売却目的証券（商品有価証券）については、既に時価評価が行われていた。この時価評価の適用対象を広げ、金融機関を含む全ての企業に適用される基準書が FAS115 号である。この基準書は、企業における財務諸表における有価証券の会計処理を定めており、企業が保有する債務証券および持分証券をその保有形態に応じた会計処理ならびに開示を定めている。市場性ある持分証券およびすべての債務持分証券は「満期まで保有する証券」「売却目的証券」「売却可能証券」の 3 つの科目に（表 1）の基準に基づいて分類され、各々異なる会計処理が規定されている。

表－1 FAS 115 号における
有価証券の分類内容

	分類内容
満期まで保有する証券 (held-to-maturity securities)	債務証券のうち、企業が満期まで保有する明確な意思と能力をもっている場合に満期まで保有する証券として分類
売却目的証券 (trading securities)	債務証券および持分証券のうち、主に短期間のうちに売却することを目的として購入され保有されるものは、売買目的証券として分類
売却可能証券 (available-for-sale securities)	債務証券および持分証券のうち、満期まで保有する証券および売買目的証券としても分類されない債務証券および持分証券は、売却可能証券として分類

(注) 持分証券のうち、連結対象および持分法適用となるものは除かれる

(注13) RBC は、生命保険会社におけるソルベンシー規制であり、今後、各州法に採択されることにより発効する。RBC は生命保険会社のリスクを信用リスク (C1 リスク)、保険リスク (C2 リスク)、金利リスク (C3 リスク)、経営リスク (C4 リスク) の 4 つのファクターに分け、それぞれにリスクウェイトを掛けることによってリスク総量を算出する。次にこのリスク総量に基づいて算出された行政管理段階 RBC と修正資本合計との比率を算出することとなる。保険監督官はその比率を経営介入基準として使用し、改善命令や監督官の管理下に置く等の措置がとられる事となっている。尚、ニューヨーク州保険法においては、既に RBC を今年 7 月に法制化している。

表－2 従来の会計処理と基準書による会計処理の対比

	現行一般事業会社	現行生命保険会計	現行銀行会計	基準書第115号
(1)満期まで保有する証券（債務証券）	均等利回り評価額 (ほとんどの債務証券が当分類に分類される)	均等利回り評価額 (ほとんどの債務証券が当分類に分類される)	均等利回り評価額 (ほとんどの債務証券が当分類に分類される)	均等利回り評価額
(2)売却目的証券（債務証券、持分証券）	市場性ある持分証券は、低価法を用いて評価される 流動資産に含まれる株式に係る評価損の引当金繰入額は営業外費用として処理し、非流動資産に含まれる株式に係る評価損の引当金繰入額は資本の控除項目として処理	時価評価基準が適用される。時価評価より生じる未実現損益は損益計算書に計上されず、貸借対照表の株主持分に区分して表示される	時価評価基準が適用され、時価評価より生じる未実現損益は損益計算書に計上される	時価評価基準が適用され、時価評価より生じる未実現損益は損益計算書に計上される
(3)売却可能証券（債務証券、持分証券）	その他の有価証券については、取得原価により会計処理し、債券は均等利回り評価額とする	定義なし。	市場性ある持分証券は、低価法を用いて評価される その他の有価証券については、取得原価により会計処理し、債券は均等利回り評価額とする	時価評価基準が適用される。時価評価より生じる未実現損益は損益計算書に計上されず、貸借対照表の株主持分に区分して表示される

従来の会計処理と新基準書による会計処理の对比を行い、新基準書の分類を従来の会計処理に当てはめると（表2）のとおりとなる。従来の一般事業会社、銀行および生命保険会社の会計処理と比較すると債務証券についての時価評価が取り入れられたことが大きな変更点である。

この基準書において時価会計を広げた目的として、「益出し」といった原価主義会計を悪用した利益操作の排除があげられている。その結果、債務証券について認められていた均等利回り評価額による会計処理にかなりの制限が加えられ、均等利回り評価額による会計処理が認められる「満期まで保有する証券」の範囲が狭くなっている。基準書によると「満期まで保有する証券」の定義は、「企業が満期まで保有する明確な意図と能力をもっている」証券とされているが、この定義自体は生命保険会社にとっては従来と同じである。しかし、この定義の解釈が厳しく、企業が①市場における

金利の変動、②流動性需要、③代替的な投資の利率の変化、④資金の源泉および条件の変化もしくは⑤為替リスクの変化といった予測される事態において「売却されうる場合」には満期まで保有する証券として分類すべきではなく、「売却可能証券」に分類されるとなっており、「思いがけない災難のシナリオ」（銀行や保険会社の取付け騒ぎなど）といった場合においてのみ売却されるものだけが「満期まで保有する証券」として認められるとしている。このため、債務証券のうち、従来どおりの均等利回り評価額で評価できる債務証券は極めて限定される模様である。

②生命保険会社の反応

このような時価会計に対して、生命保険業界は次の理由により反対をしてきた。反対の主な理由としては、①益だしの排除については、SAPにおけるIMRや開示によって解決できるため、有

価証券の時価評価の拡大は不要である。②時価会計を行うとしても一部の資産だけを行い、全部の資産および負債について行わないことは矛盾した財務諸表が作成されることとなる、という2点であった。

最初の問題については、生命保険会社特有のものであるが、基準書が解決を目的としている恣意的な「益だし」等の原価主義会計に関する問題は、基準書のようなアプローチをとらなくても時価開示およびSAPのIMRによる解決が可能であるとしている。特に、IMRのアプローチをとることにより、生命保険会社はSAPにおいて金利変動による価値変動に基づく投資処分から法定の剰余金（サーブラス）が影響されないため、金利関連のキャピタル損益による益出しが生命保険会社の財政状態に何ら経済的影響を与えないこととなる^(注14)。そのため、益だしを行おうとする誘因は、生命保険会社にとってSAPにより制限されており、「益だし」は排除できるとしていた。

さらに、二番目の問題については、生命保険会社だけでなく銀行等に対して（および時価会計論議全体にもいえることであるが）、時価会計の会計処理が主に貸借対照表のうちの一部の資産に限定し、しかも、徐々に適用対象を広げようとする議論となっていることを問題としている。FAS 107号において、資産および負債としての金融商品の適正価額の開示が求められていることにより、開示においては負債も対処されているが、会計処理においては資産側の時価会計だけを求めており、しかも適用できうる一部分から段階的に適用するといった開示とは異なった方法がとられている。

負債の時価評価というのは奇異に聞こえるかも

しない。通常、負債の評価額は、法定確定債務であれば、支払義務額ないし給付義務額として客観的に確定している。しかしながら、将来の支出を金利で割り引いた現価（ディスカウントキャッシュフロー）を負債の評価額とする場合には、金利変動に伴って債券時価と同様に変動することとなる。このような金利変動に伴って評価額が変動しうる負債の具体例としては、生命保険会社の責任準備金および米国基準における年金債務といったものがあげられる^(注15)。

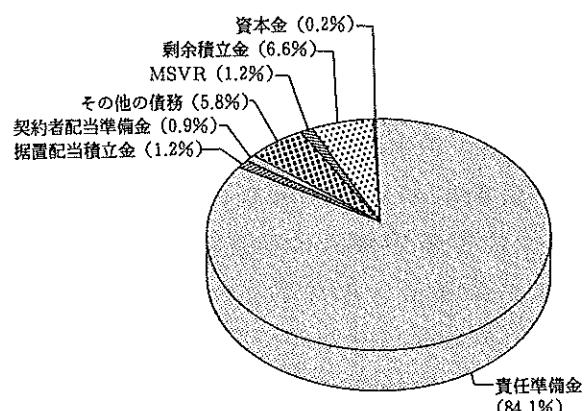
そのため、保険会社は一部の資産を適正価額で会計処理し、他のものを取得原価で会計処理し、そして負債は従来どおりのロックイン（責任準備金の評価利率等の基礎率を新契約発行時のレートで固定する方法）による会計処理が行われるといった首尾一貫しない会計処理を余儀なくされることとなる。生命保険会社においては例えばニューヨーク州保険法に定められているように、金利感応型商品については（キャッシュフローテストと結合させて）責任準備金を裏付ける資産を要求されており、資産と負債の間に関連づけることが求められている^(注16)。そのため、資産と負債を対応させる概念は、保険会社の運営に重要であり、資産のポートフォリオ運営にあたってもALM的管理が金利感応型商品について行われている。金利の変動により資産側の特に債務証券の価格が変動するならば、(図3)のように生命保険会社の負債のほとんどを占める長期の割り引いた負債である責任準備金についても、その割引率を変動させることにより、資産と対応させるかたちで責任準備金そのものを変動させることも考えられる。

(注14) 米国の生命保険会社SAPにおける剰余金（サーブラス）は、認容資産総額から負債総額を控除した金額である。この金額がマイナスとなった場合、公益性の観点から支払不能になったとして、原則として監督官の管理下に入ることとなり、その程度により再建、清算といった手続きが行われる。

(注15) 生命保険会社の責任準備金は、生命保険会社の負債のほとんどを占める負債であり、将来の保険給付を備えるために保険数理計算に基づいて引き当てる準備金であり、将来の保険給付額と保険料収入を死亡率、経费率、利率等の基礎率に基づき、現価に割り引いて算定している。

(注16) ニューヨーク州法第4217条(c)(4)(B)(v)においては、「それら責任準備金を裏付ける会社保有資産が、会社の契約上の負債の良好かつ十分な引当金を準備している（生命保険文化研究所訳）」ことについてのアクチュアリーの意見書を年次報告書とともに添付することを求めている。

図-3 米国生保会社の負債構成



(資料) ACLI Life Insurance Fact Book 1992 を基にニッセイ基礎研究所作成

FASB も基準書において、金融負債の適正価額の評価については、「審議会は、特にすべての債務証券への投資が適正価額で報告されなければならない場合には、関連する負債も適正価額で報告されることを認めるのが望ましいと確信している。しかし、審議会は、実行可能であると考えられ、かつ複雑さあるいは許容性が受け入れられる範囲内にある負債評価のアプローチを見つけることができず、また、表明された意見の中にもそのような提案はなかった。多くの企業で行われている金利リスク管理が、特定の金融資産や特定の負債を単位とするのではなく金融資産と金融負債を総合的に扱うものであるため、どの負債が適正価額で報告される債務証券に関連するものと考えるべきであるか認定する際に問題が生じるのである。(FAS115号第51項)」としており、資産と負債を関連付けた評価方法について的確なアプローチが見つからないため、均等利回り評価法を残すことにより、有価証券の全体を適正価額での評価をしないと同時に、負債も適正価額により評価しないこととしたと結論づけている。また、生命保険会社の負債については何回か触れられており、「生命保険会社のある種の負債の評価についても同様の困難が存在し、負債の適正価額の決定方法について異なる見解が存在する。例えば、保険会社の負債の適正価額はその会社が保有している資

産によって決まるという考え方と、資産の構成にかかわらず将来のキャッシュ・アウトフローを生み出す保険会社の義務の適正価額が決定されるべきであるという考え方がある。(FAS115号第53項)」としている。また、米国において生命保険契約は法律に基づいて解約返戻金が保証されていることも責任準備金の時価評価を困難にさせて一因として指摘されている。

国際会計基準委員会においても生命保険会社の負債に際立った特殊性があることを認識し、金融商品の時価会計についての基準を定めている公開草案『金融商品』において、保険会社を対象外とする予定となっている。その理由として、保険会社の会計に保険数理計算の専門的知識が必要であり、資産・負債評価については相互に関連づけて検討することをあげている。このように、FASB と国際会計基準委員会は保険会社の会計の特殊性を認識しつつも、その対応の仕方が異なっており、この点においての異なったアプローチの動向が注目されるところである。

③金融機関の経営に与える影響

金融機関の経営に対して今年の6月に公表されたFAS115号による時価会計の与える影響としては、①自己資本（純資産）の変動（ボラティリティ）の発生、②自己資本の変動を避けるための投資ポートフォリオの変更、③投資ポートフォリオの変更による利回りの大幅な低下があげられている。

従来は原価評価であった債務証券のうちほとんどがFAS115号の3分類でいうところの「売却可能証券」として時価評価され、その変動は損益計算につながらないものの、株主持分に計上されるため、自己資本がかなり変動することとなる。利率が上昇すれば、債務証券の価格が下がることから、金融機関、とりわけ生命保険会社のように資産に占める債務証券の占率が高ければ、そのことによって自己資本がマイナスになることもあります。

える。生命保険会社は債務証券に対する投資が多く、さらに生命保険契約が長期であることから、投資は保険契約とあわせるために長期のものが中心となっていることとあわせると、基準書の影響は他の業界と比べて大きいと考えられる。確かに、米国の最近の利率によれば（米国 30 年物国債利回りは 1993 年 9 月 3 日時点で 5.94% と、1977 年に定期発行が始まって以来の最低水準を記録している）、当初は自己資本の増加につながり一時的には好ましい影響が現れると考えられるが、仮にこの規定を 1970 年代後半と 1980 年代前半の高金利時期に適用していたならば、多くの有力な生命保険会社においてすら、債務証券の時価下落幅が自己資本の金額を上回る事により、自己資本額がマイナスとなり、GAAP の貸借対照表において債務超過になっていたであろうとの報告もある。

次に、この自己資本の変動を避けるための投資ポートフォリオの変更を考えられる。具体的には、貸借対照表をより堅実なものとする行動を考えられる。米国の監査法人であるアーンスト・アンド・ヤングが銀行を対象に行った調査によれば、銀行がこの基準書に対して考えている対応として次の 5 つがあげられている。①債券の「固定利付きもの」から「変動利付きもの」へのシフト、②債券の償還期限の長い債券から償還期限の短い債券へのシフト、③グレードの低い発行者の発行する債券への投資からグレードの高い発行者の発行する債券への投資へのシフト、④保有有価証券の価格変動に対するヘッジ取引の増加、⑤益だしの機会を残すために「売却可能証券」としての保有の増加、とされている。益だしの機会を残すというのは、「売却可能証券」であれば評価益が損益計算に出ない形で留保できるため、益だしが必要な時に売却する事により利益で計上できるようにすることをさしている。

また、プルデンシャル証券の調査によれば、具体的な銀行の動きとして、米国の銀行の債券投資期間の短期化がみられているという。この理由と

しては、金利上昇に備えての短期化という見方をプルデンシャル証券はとっているが、既に基準書の影響を避けるために、債券投資期間の短期化を行ったことも考えられるであろう。

さらに、このような投資ポートフォリオの変更が金融機関自体に与える影響も考えられる。それは、投資期間の短期化は短期債が通常長期債と比べて利率が低く、また、高格付債も低格付債と比べて利率が低いことから生じる利回りの低下である。このことは同時に収益の低下につながるものである。例えば、サザン・バンクシェアの頭取であるロバート・ホーキンス氏は、短期証券へのシフトによってサザン・バンクシェアの銀行の来年の総利益は 5 % 減少することが予想できると、語っている。

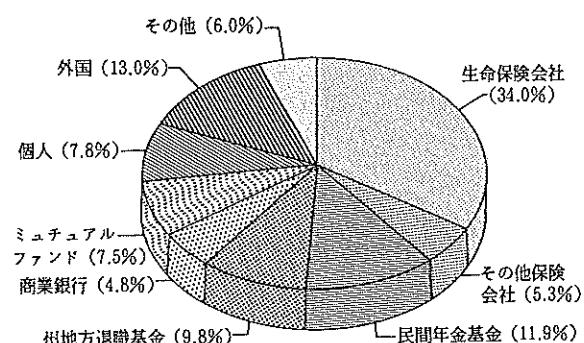
④経済に与える影響

このようなポートフォリオの変更を行おうとしている金融機関が資本市場に占める役割には大きい。1993 年 6 月において、(図 4) が示しているとおり、社債市場においては生命保険会社が 34.0 %、商業銀行が 4.8 % を占めている。また、(図 5) が示しているとおり、商業用モーゲージにおいては、銀行が 46.2 %、生命保険会社が 27.8 % を占めている。更に、生命保険会社はこれらの市場のうちでも長期資本市場において重要な役割を果たしており、私募債の引受等を通じて企業、特に中小企業にとっての重要な資金の供給者となっている。従って、これらの債券市場や商業用モーゲージ市場において金融機関がポートフォリオの変更を行うことにより、投資を減少させた場合は、長期債市場等に対する攪乱要因となるおそれがある。

また、ポートフォリオの変更による金融機関の運用利回りの低下は、金融機関経営そのものへ影響を与えるだけでなく、生命保険会社であればその利用者である契約者にも保険料のアップ、あるいは、契約者配当（例えば、利差益的配当）の減

少という形で影響が生じる懸念もある。

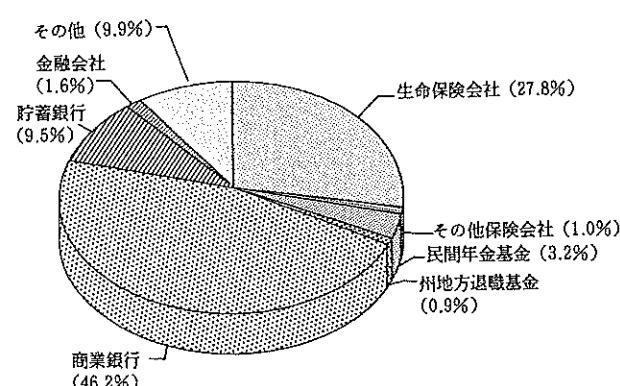
図-4 主な米国の社債・外債保有者



(資料) FRB Flow of Funds Accountsを基にニッセイ基礎研究所作成

(注) 1993年3月状態

図-5 主な米国の商業用モーゲージ保有者



(資料) FRB Flow of Funds Accountsを基にニッセイ基礎研究所作成

(注) 1993年3月状態

このような影響が生じることに対して、FASBのスポーツマンは、「人々は我々の会計基準を設ける目的が一般大衆に対して最も正確で公平な会計基準を作成することである事実を忘れていました。すべての会社が持っている感覚に適合させなければならないならば、我々は有効な活動はできない。」としており、FASBの目的基準書(mission statement)においての最優先事項である「できる限りにおいて、基準書のもたらす結果から中立的であること」に基づいた行動を行っており、これら生命保険会社や社会に対する影響については考慮しないようである。

5. おわりに

これまで米国の実情を紹介してきたが、時価会計のうちの時価情報開示はともかくとして、会計処理については、どの資産について評価を行うのか、負債についてどのように評価を行うのか、どうすれば資産・負債についてバランスのとれた評価を行えるのかといった困難な問題も多く残されており、米国においてもまだ検討の余地が大きいようである。米国においては、いくつかの時価会計についての基準書が公表されたことにより、今後さらに時価会計が推し進められるものと思われるが、どのように発展、収束していくかについては不透明な部分も多い。特に、負債の時価評価、とりわけ、生命保険会社の責任準備金については、米国の時価評価の議論においてもふれたように、難しい問題である。

総じて、現在のわが国の会計制度を見ると、金融機関を含めて、原則として原価主義に基づいて行われている。米国における時価会計の議論において、原価主義会計に内在する欠点としてリスクを財務諸表が反映していないことがあげられていたが、金融機関がさらされているリスクについて現在の原価主義会計では完全に把握することができないという事情はわが国においても同じである。今後、リスクの認識・評価、開示といった面について、時価会計の有する意義、効用、限界および問題点を検討すべきであろう。

ただし、わが国で時価会計による会計処理を行うにあたっては、わが国特有のトライアングル体制という会計制度に関わる問題が生じてくる。現在の会計制度において、時価会計による会計処理が行われれば、未実現評価損益の取扱いが問題となることが想定される。この取扱いを巡って現在のトライアングル体制下においては、解決すべき問題が存在している。例えば、未実現利益を現在の商法における配当可能利益との関係（生命保険会社にとっては契約者配当の対象となる剰余金の算定）

でいかに位置づけるのか、すなわち、未実現利益を計上しないことによって会社の堅実性を確保しようとする商法の目的とどう調整を行うのか、また、法人税法における課税所得の対象として考えられるのかどうかといった問題がある。会計処理において、時価評価を取り入れるとすれば、未実現利益の計上を認めていない商法や未実現利益を益金不算入としている法人税法について法改正等の対応が必要であることから、商法、証券取引法、法人税法、業法等について各視点から整合性のとれた対応をとるためにも今後抜本的な議論が必要と考えられる。

以上のような課題があげられるのであるが、当面において、わが国において時価評価に関して検討すべき一般的な事項として、貸借対照表に基づく金融機関のリスク把握が不十分なこと、また金融機関の抱えるリスクの大きさ等から、リスク測定の整備が必要課題となろう。従って、①時価に関するディスクロージャーの充実、②米国に遅れをとっているオフバランス取引についてのディスクロージャーもしくは認識・測定についての検討、③金融機関の抱えるリスクについての評価方法の確立等についての検討が要請されるものと思われる。

<参考文献>

- ・「生命保険金融発展史 [増補版]」山中 宏
- ・「アメリカ生保会社の新経営戦略」古瀬政敏
- ・「会社会計法」蓮井良憲 他
- ・「体系財務諸表論」山舛忠怒・薦村剛雄
- ・「銀行経理の実務」監修 永田俊一
- ・「アメリカの会計基準 ARB、APB 意見書、FASB 基準書の解説 [増補版]」山田昭弘
- ・「アメリカの会計原則 1993年版」青山監査法人・プライスウォーターハウス
- ・「アメリカ金融機関・会計実務ハンドブック」監査法人トーマツ
- ・「先物・オプション取引等会計基準詳解」新井清光・白鳥庄之助
- ・「銀行経営と金融制度—米国の経験—」高月昭年
- ・「時価主義会計論」石川鉄郎
- ・『日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク』新井清光・白鳥庄之助 JICPA ジャーナル
1991年10月号
- ・『負債証券および持分証券に対する投資の会計処理』吉川 満・吉井一洋 企業会計 1993年1月号
- ・『オフバランス取引の拡大とわが国金融市場の課題』日銀月報 1993年2月号
- ・『米国 FASB の新財務会計基準案—有価証券の時価評価—』吉川 満・吉井一洋 証券アナリスト
ジャーナル 1993年3月号
- ・『国際会計基準委員会 (IASC) 金融商品起草委員会報告—アムステルダム会議—』加藤 厚
JICPA ジャーナル 1993年4月号
- ・『Market Value Accounting』IASA INTERPRETER Joseph F.Clark 1993年4月号
- ・『The FASB's Mark-to-Market Rule Hits Insurance Companies Hard』Gene Grabouski
ACLI COUNCIL REVIEW 1993年5月
- ・『銀行会計における時価主義採用を巡る動きについて』翁百合 Japan Research Review
1993年6月号
- ・『米国新会計基準による有価証券の会計処理—FASB 基準書第 115 号の公表—』吉川 満
商事法務 №1327 1993年7月15日号
- ・FAS115『Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities』FASB
1993年5月
- ・『A National Survey of Chief Investment Officers in 216 Financial Services Institutions』
Ernst & Young
- ・『米国生保相互会社にG A A P会計適用の動き』柳田宗彦 生命保険経営1993年9月号